

# ローンカード規定 (汎用型)

令和2年4月現在

大和信用金庫

## ローンカード規定（汎用型）

当金庫は、お客様からこの規定の取引に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、この規定の取引に係る契約が成立するものとします。

### 1.（カードの利用）

当金庫が発行する各種ローンカードは、次の場合に利用することができます。

- ① 当金庫および当金庫がオンライン現金自動預金機の共同利用による現金預入業務を提携した信用金庫（以下「提携金庫」といいます。）およびゆうちょ銀行の現金自動預金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。）を使用して貸越金の随時返済をする場合（以下、貸越金の随時返済をすることを単に「預入れ」といいます。）
- ② 当金庫および当金庫がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関（提携金庫・ゆうちょ銀行を含みます。以下「提携先」といいます。）の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。）を使用してカードローンの貸越を受ける場合（以下、貸越を受けることを単に「払戻し」といいます。）
- ③ 当金庫および提携金庫の窓口においてカードローンの預入れまたは払戻しをする場合
- ④ 当金庫および提携先の預入機または支払機を使用して貸越残高の照会等、当金庫が定めた取引をする場合  
ただし、提携金庫以外の提携先での利用は、個人の方に限りお取扱いただけます。

### 2.（支払機による払戻し）

- （1） 支払機を使用して払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にローンカードを挿入し、届出の暗証番号および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- （2） 支払機による払戻しは、支払機の機種により当金庫が別にお知らせした金額単位とします。また、1回あたり・1日あたりの払戻しは、当金庫が別にお知らせした金額の範囲内とします。ただし、提携先において別に定めがある場合を除きます。

- (3) 支払機を使用して払戻しをする場合に、払戻請求金額と第5条第2項に規定する自動機利用手数料金額の合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。

### **3. (預金機による預入れ)**

- (1) 預金機を使用して預入れをする場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機にローンカード（またはローンカードと通帳）を挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) 預金機による預入れは、預金機の機種により当金庫が別にお知らせした種類の紙幣とし、1回あたりの預入れは当金庫が別にお知らせした枚数の範囲内とします。ただし、提携金庫またはゆうちょ銀行において別に定めがある場合を除きます。

### **4. (ローンカードによる窓口での払戻しおよび預入れ)**

- (1) ローンカードにより窓口で払戻しをする場合は、ローンカードを提出し、当金庫所定の払戻請求書にローンカードの口座番号、氏名、金額を記入のうえ、当金庫所定の手続きに従ってください。なお、提携金庫の窓口で払戻しをする場合は、ローンカードを提出し、払戻請求書に当金庫・支店名、ローンカードの口座番号、氏名、金額を記入のうえ、その提携金庫所定の手続きに従ってください。
- (2) ローンカードにより窓口で預入れをする場合は、当金庫所定の入金票にローンカードの口座番号、氏名、金額を記入のうえ、ローンカードとともに提出してください。なお、提携金庫の窓口で預入れをする場合は、ローンカードを提出し、入金票に当金庫・支店名、ローンカードの口座番号、氏名、金額を記入のうえ、その提携金庫所定の手続きに従ってください。
- (3) ローンカードにより窓口で払戻しまたは預入れをする場合の1回あたりの限度額および1日あたりの払戻しは、当金庫が別に定める金額の範囲内とします。ただし、提携金庫において別に定めがある場合を除きます。

## 5. (自動機利用手数料)

- (1) 預金機を使用して預入れをする場合には、当金庫が別に定める預金機の利用に関する手数料（以下「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。ただし、提携金庫およびゆうちょ銀行において別に定めがある場合を除きます。
- (2) 支払機を使用して払戻しをする場合には、当金庫が別に定める支払機の利用に関する手数料（以下「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。ただし、提携金庫およびゆうちょ銀行において別に定めがある場合を除きます。
- (3) 自動機利用手数料は、払戻しおよび預入れ時に、通帳および払戻請求書なしで、その払戻し・預入れをしたカードローン口座から自動的に引落します。なお、提携先の自動機利用手数料は、当金庫から提携先に支払います。
- (4) ローンカードにより提携金庫の窓口で払戻しまたは預入れをする場合には、提携金庫所定の窓口の利用に関する手数料（以下「窓口利用手数料」といいます。）を現金により提携金庫へお支払ください。

## 6. (預金機・支払機故障時の取扱い)

- (1) 停電・故障等により預金機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当金庫本支店または提携金庫の窓口でローンカードにより預入れをすることができます。
- (2) 停電・故障等により支払機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当金庫本支店または提携金庫の窓口でローンカードにより払戻しをすることができます。なお、提携金庫以外の提携先の窓口では、この取扱いはいたしません。
- (3) 前第一項、前第二項による払戻しおよび預入れをする場合には、ローンカードを提出し、払戻請求書にローンカードの口座番号、氏名、金額を記入のうえ、または所定の入金票にローンカードの口座番号、氏名、金額を記入のうえ、当金庫（提携金庫）所定の手続に従ってください。この場合、払戻請求書に住所、電話番号等の記入を求めることがあります。
- (4) 当金庫および提携先の支払機等が停電、故障等の場合は取扱いを一時停止することがあります。

## 7. (ローンカードによる預入れ、払戻し金額等の通帳記入〈通帳を発行している場合〉)

ローンカードにより預入れた金額、払戻した金額または自動機利用手数料金額の通帳記入は、通帳が当金庫の預金機および支払機で使用された場合または当金庫本支店の窓口へ提出された場合に行います。また、窓口でローンカードにより取扱った場合にも同様とします。

## 8. (ローンカードの紛失、届出事項の変更等)

- (1) ローンカードを失った場合には、直ちに本人から書面によって当店に届出てください。この届出を受けたときは、直ちにローンカードによる払戻し停止の措置を講じます。この届出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) 前項の届出の前に、ローンカードを失った旨電話による通知があった場合にも、前項と同様とします。なお、この場合にも、すみやかに書面によって当店に届出てください。
- (3) 氏名、暗証番号その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から書面によって当店に届出てください。この届出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (4) ローンカードを失った場合のローンカードの再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (5) ローンカードを再発行する場合には、当金庫所定の再発行手数料をいただきます。

## 9. (暗証番号の照合等)

- (1) ローンカードは他人に使用されないよう保管してください。また、暗証番号は他人に知られないようにしてください。
- (2) 当金庫が、ローンカードの電磁的記録によって、支払機の操作の際に使用されたローンカードを当金庫が交付したものととして処理し、入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して払戻しをしたうちは、ローンカードまたは暗証番号につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫および提携

先は責任を負いません。ただし、この払戻しが偽造ローンカードによるものであり、ローンカードおよび暗証番号の管理について借入者の責に帰すべき事由がなかったことを当金庫が確認できた場合の当金庫の責任については、このかぎりではありません。

- (3) 当金庫または提携金庫の窓口においてローンカードを確認し、払戻請求書に使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認のうえ取扱いしました場合にも前項と同様とします。

#### **10. (預金機・支払機への誤入力等)**

- (1) 預金機・支払機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。なお、提携金庫の預金機または提携先の支払機を使用した場合の提携金庫または提携先の責任についても同様とします。
- (2) ローンカードによる窓口での払戻しまたは預入れをする際に、当金庫所定の払戻請求書または入金票への金額等の誤記入により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。なお、提携金庫の窓口での払戻しまたは預入れをした場合の提携金庫の責任についても同様とします。

#### **11. (解約等)**

- (1) カードローン契約を解約する場合には、直ちにカードローンを当店に返却してください。なお、未処理取引がある場合は、その処理が終了するまで解約を延期させていただく場合があります。
- (2) ローンカードの改ざん、不正使用など当金庫がローンカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当金庫から請求がありしだい直ちにローンカードを当店に返却してください。

#### **12. (譲渡、質入れ等の禁止)**

ローンカードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

#### **13. (ローンカード発行手数料)**

ローンカードの発行・再発行にあたっては、当金庫が別にお知らせした発行手数料をお支払いいただきます。

#### **14. (規定の適用)**

この規定に定めのない事項については、各種カードローン契約書の各条項により取扱います。

#### **15. (規定の変更)**

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以上